

重 要 事 項 説 明 書

[基準日:令和 7年6月13日]

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人衣川会
代表者名	理事長 佐藤 幸子
所在地	岩手県奥州市衣川古戸45番地
事業	定款の目的に定めた事業 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム羽衣荘の経営 第二種社会福祉事業 1 老人デイサービス事業の経営 2 老人短期入所事業の経営 3 認知症対応型共同生活介護事業の経営 その他公益事業として 1 居宅介護支援事業 2 衣川診療所給食受託事業 3 衣川生活支援ハウス受託事業 4 奥州市地域包括支援センター受託事業

2. 事業所概要

事業所名称	グループホームはごろも
当事業所の目的	社会福祉法人衣川会が開設するグループホームはごろもが行う認知症対応型共同生活介護の事業の運営、及び利用について必要な事項を定め、利用者に対して適切な事業を提供することを目的とする。 家庭環境に近い場での生活を営み、できる力の活用を図り認知症の進行を和らげることを目的とする。
運営の方針	・ 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことができるように支援を行う。 ・ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ・ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。 ・ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。 ・ 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
運営理念	『ありのままのあなたに寄り添います』 一人ひとりの「思い」を大切にしながら、利用者の方々に寄り添った生活を目指します。
ホームの責任者	施設長 岩渕 寛行 (管理者 菊地 志保)
開設年月日	平成17年1月1日
介護保険事業者指定番号	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 第0372500553号

事業所所在地 電話・FAX 番号	岩手県奥州市衣川古戸 4 5 番地 (電話) 0197-52-3755 (FAX) 0197-52-3752
交通の便	奥州市衣川コミュニティバス『診療所前』バス停下車、徒歩 2 分
敷地概要	敷地面積：14,199.45 m ²
建物概要	構造：木造平屋建 長尺金属板葺 延床面積：629.28 m ²
居室の概要	個室（1 人部屋）：1 ユニット 9 室 寝具一式、洗面台、押入れ、タンス、ナースコール設置
共用施設の概要	食堂兼ホール、浴室、居間（和室）、トイレ 3 ヶ所
緊急対応方法	隣接する特別養護老人ホームで対応、身体的急変については協力医院（国保衣川診療所）や消防署等で対応
防犯防災設備 避難設備等の概要	非常通報装置、スプリンクラー設置、消火器
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 職員の体制

職員の種類	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修等
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長（他事業所兼務）	1		1				認知症対応型サービス事業開設者研修
管理者（計画作成担当者兼務）	1		1			介護支援専門員	認知症対応型サービス事業管理者研修 認知症介護実践者研修(実践研修)
計画作成担当者（介護職兼務）	1		2			介護福祉士	認知症対応型サービス事業管理者研修 認知症介護実践者研修(実践研修)
介護職員	8	4	2	2		介護福祉士(6 名) ヘルパー 2 級	認知症対応型サービス事業管理者研修 認知症介護実践者研修(実践研修) ユニットリーダー研修
その他職員（介助員）	0						

職	職務内容
管理者	1 従業者及び業務の実地状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡、調整を行います。
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。

4. 勤務体制

昼間の体制	2～3人（1ユニットにつき）
夜間の体制	1人（夜勤体制）

5. サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間体制
利用者数	定員 9人

6. 提供するサービスの内容

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)認知症対応型 共同生活介護計画の作成		1 サービス提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事		1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食、嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。 2 浴槽への移動困難な方は、リフターでの入浴を提供します。
	排泄介助	1 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
日常生活上の世話	離床、着替え、整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時

		に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週 1 回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動、移乗介助	1 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	1 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	1 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	1 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		1 毎朝の血圧測定、検温を行い、健康管理を行います。 2 排泄観察を行います。 3 定期的な通院支援(衣川診療所)を行います。また、外部通院時は必要に応じ情報提供を行います。
その他		1 利用者の選択に基づき、趣味、趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者、家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者、家族との交流等の機会を確保します。

7. サービス及び利用料金等

保険給付サービス	食事、排泄、入浴(清拭)、着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令によって変動あり）が自己負担となります。
居室の提供（家賃）	1, 0 5 0 円／日
食事の提供	朝食：3 6 0 円 昼食4 7 0 円 夕食：4 7 0 円
光熱水費	9 0 0 円／日
居室テレビ設置	5 0 円／月
長期不在の場合	外泊・入院等により不在の場合、家賃、光熱費をご負担いただきます。

その他	医療費、オムツ、外食等、その他個人で使用了ものは実費での自己負担となります。		
	送迎	古戸内往復	1,000 円/1 回
		衣川地内往復	2,000 円/1 回
		市内(片道)	1,500 円
		市外(片道)	3,000 円 (+1 kmあたり 20 円)
	希望外出 (～2 時間)	職員一人につき	5,000 円 (以降 1 時間ごとに 2,500 円加算)
	行事費 (ドライブ等)	1 kmあたり	20 円
	理髪代		2,200～2,700 円(希望者)

基本料金

□ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

	利用料金	利用者負担		
		1 割	2 割	3 割
要支援 2	7,610 円	761 円	1,522 円	2,283 円
要介護 1	7,650 円	765 円	1,530 円	2,295 円
要介護 2	8,010 円	801 円	1,620 円	2,403 円
要介護 3	8,240 円	824 円	1,648 円	2,472 円
要介護 4	8,410 円	841 円	1,682 円	2,523 円
要介護 5	8,590 円	859 円	1,718 円	2,577 円

□ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)

	利用料金	利用者負担		
		1 割	2 割	3 割
要支援 2	7,890 円	789 円	1,578 円	2,367 円
要介護 1	7,930 円	793 円	1,586 円	2,379 円
要介護 2	8,290 円	829 円	1,658 円	2,487 円
要介護 3	8,540 円	854 円	1,708 円	2,562 円
要介護 4	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
要介護 5	8,870 円	887 円	1,774 円	2,661 円

※初期加算…当事業所に入居した日から 30 日以内の期間に限り算定します。1 日当たり 30 円 (短期利用は除く)

○サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1 日当たり 22 円 (2 割負担 : 44 円 3 割負担 : 66 円) (介護福祉士が職員総数の 70%以上、又は介護職員総数のうち 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上配置されている場合)
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1 日当たり 18 円 (2 割負担 : 36 円 3 割負担 : 54 円) (介護福祉士が職員総数の 60%以上配置されている場合)
※サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	1 日当たり 6 円 (2 割負担 : 12 円 3 割負担 : 18 円) (介護福祉士が職員総数の 50%以上、又は常勤職員が職員総数の 75%以上、もしくはサービスを直接提供する職員のうち勤続 7 年以上の職員が 30%以上配置されている場合)

※認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	1 日当たり 3 円 (2 割負担 : 6 円 3 割負担 : 9 円) (認知症に関する専門的な研修を修了した職員が配置され、かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者が半数以上の場合)
----------------	---

※生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1 月当たり 100 円 (2 割負担 : 200 円 3 割負担 : 300 円)
以下の①～⑤を満たす場合に算定	
①利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討する委員会にて以下の検討および定期的な確認を行う	
・業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の機器の活用する場合の安全、ケアの質の確保	
・職員の負担軽減、勤務状況の配慮	
・介護機器の定期的な点検	
・業務効率化、質向上、負担軽減を図る職員研修	
②①の取り組み介護機器の活用により業務効率化等の実績がある	
③介護機器を複数種類活用している	
④委員会にて、業務効率化、質の確保、負担軽減等を検討し定期的に確認している	
⑤事業年度毎に業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告	

※生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月当たり 10円 (2割負担:20円 3割負担:30円)
以下の①～③を満たす場合に算定	
①利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討する委員会にて以下の検討および定期的な確認を行う	
・業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の機器の活用する場合の安全、ケアの質の確保	
・職員の負担軽減、勤務状況の配慮	
・介護機器の定期的な点検	
・業務効率化、質向上、負担軽減を図る職員研修	
②介護機器を導入している	
③事業年度毎に業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告	

○入院時費用加算

入院時費用加算	1日につき246円(月6日間、最大12日間)
利用者が、病院・診療所に入院する必要が生じ、入院後3か月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、利用者又はご家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情を除き、退院後再び同じ事業所に円滑に入居できる体制を確保する取り組みを行う事業所に認められる加算。	

○介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月の合計単位数の1000分の186に相当する額
(介護人材の確保と資質向上のための対応等がなされている場合に算定)	

- ・月途中における入退居について日割り計算としています。
- ・利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付します。
- ・法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

8. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用翌月15日以降に利用者代理人あてにお届け(郵送)します。
利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ 支払いを確認いたしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9. 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護(要支援者)であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
 - ④ 専門的医療ケアが必要又は中心の生活になる場合
 - ⑤ 施設の設備環境において対応が困難と判断した場合
- (2) 入居申し込み者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が、入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

10. 衛生管理等

- (1) 衛生管理について
利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 感染症対策
事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底いたします。
ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症対策の指針及びマニュアルを整備し、従業者に周知徹底いたします。また、従業者への感染症に関する研修及び訓練(シミュレーション)を定期的の実施いたします。
- (3) 他関係機関との連携について
事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言や指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 緊急時の対応方法について

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

協力医療機関等	国民健康保険衣川診療所		国民健康保険衣川歯科診療所	
診療科目	内科		歯科	
協力医師	高橋 久行		佐々木 健	
協力介護老人福祉施設名	特別養護老人ホーム羽衣荘			
主治医	医療機関名			
	氏 名			
	電話番号			
家族等緊急連絡先	①	氏 名	続柄	
		住 所		
		電話番号	携帯	
		勤務先等	電話	
家族等緊急連絡先	②	氏 名	続柄	
		住 所		
		電話番号	携帯	
		勤務先等	電話	

1 3. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償責任保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
----------	--------------------

1 4. 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者) 職・氏名：主任事務員 千葉健至

(2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救助その他必要な訓練を年2回以上行います。

15. サービス提供に関する相談、苦情について

苦情相談窓口	(1) グループホームはごろも 担当者：管理者 菊地 志保 電話番号：0197-52-3755（グループホームはごろも） (2) 奥州市衣川総合支所 市民福祉グループ 電話番号：0197-52-3800 その他、各市町村介護保険担当課 (3) 岩手県国民健康保険団体連合会介護保険課分室 住所：岩手県盛岡市大沢川原3丁目7番30号 電話番号：019-604-6700
--------	--

16. サービスの第三者評価の実施状況

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和6年10月30日
第三者評価機関名	特定非営利活動法人 いわての保健福祉支援研究会
評価結果の開示状況	有（WAMNET⇒介護保険地域密着型サービス外部評価情報 内） （ https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top ） 又は 事業所玄関に文書により開示

17. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、厚生労働省「介護サービス情報公表システム」（ホームページ内）に公開しています。

18. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持	①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録

	を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	--

19. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 菊地 志保
-------------	-----------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)虐待防止のための指針を整備します。

(5)従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識、技術の向上に努めます。

(6)個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(7)従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

20. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存しています。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1)緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2)非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3)一時性・・・利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

21. 地域との連携について

(1)運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

(2)指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する行政の職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。

(3)運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望、助言を聴く機会を設けます。また、報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表します。

２２．利用に当たっての留意事項

- (1)なるべく面会に来ていただけるようお願いいたします。
- (2)環境変化による不安を和らげる為にも、馴染みのある小物等をご持参下さい。
- (3)ペット等の持ち込みはご遠慮願います。
- (4)外出、外泊の連絡は早めをお願いします。